

1. みやぎんネットバンキングサービス

みやぎんネットバンキングサービス「いっちゃんえっと」(以下「本サービス」という)は、インターネットに接続可能な情報端末機(以下「端末」という)を使用して、契約者ご本人(以下「契約者」という)が次の銀行取引を利用することができるサービスです。本サービスの利用については株式会社宮崎銀行(以下「当行」という)所定の利用申込書(以下「申込書」という)により申込を行い、当行からの本サービス利用の承諾を受けた個人の方とさせていただきます。契約者は本利用規定の内容を十分理解したうえで、自己の判断と責任において本サービスを利用するものとします。

(1) サービス内容

- ア. 照会サービス
- イ. 振込・振替サービス
- ウ. 定期預金受付サービス
- エ. 各種料金払込サービス
- オ. 投資信託申込サービス
- カ. 住所変更受付サービス
- キ. 公共料金口座振替受付サービス
- ク. ローン予約審査申込サービス
- ケ. メッセージ・電子メール通知サービス
- コ. その他当行が今後追加するサービス

(2) 使用できる端末

本サービスを利用できる端末は、当行所定の端末に限るものとします。当該端末のうち、当行が指定する種類の携帯電話機等を使用するサービスを「モバイルバンキング」といいます。

なお、各端末毎に利用できるサービス内容が制限されることがあります。

(3) 利用対象者

本サービスをご利用いただける方は、個人の方に限ります。また、個人名義の口座であっても事業でお使いの口座は利用できません。なお、本サービスは1人につき1契約とさせていただきます。

(4) 利用時間

本サービスの利用時間は当行所定の時間内とします。ただし、当行はこの利用時間を契約者に事前の通知をすることなく変更する場合があります。また、当行の責によらない回線工事等が発生した場合は、利用時間中であっても契約者に連絡することなく利用を一時停止または中止することがあります。

2. 利用の申込

(1) ご利用口座の届出

ア. 契約者はあらかじめ、申込書により当行本支店における契約者名義の口座(以下「ご利用口座」という)を届出するものとします。なお、ご利用口座として登録できる口座数は、当行所定の口座数とします。また、ご利用口座の種目は当行所定の種目に限ります。

イ. 当行はご利用口座として登録できる口座数および口座の種目を、契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

ウ. 契約者はご利用口座のうち、普通預金1口座を代表口座として届出するものとし、代表口座の届出印を本サービスにおける届出印とします。

(2) パスワードの届出

ア. 契約者はあらかじめ、「ログオンパスワード」を申込書により届出するものとします。

イ. 当行は「契約者番号」および「確認パスワード」を「みやぎんネットバンキングサービスご利用カード」(以下「ご利用カード」という)等に掲載し、契約者の届出住所宛に郵送することにより通知します。

ウ. 万が一、ご利用カードを紛失した場合や、「ログオンパスワード」・「確認パスワード」(以下両パスワードを総称して「パスワード」という)を失念または漏洩した場合は、契約者は速やかに当行制定の書面により当行へ届出するものとします。この届出があった場合には、当行は本サービスの全てを中止する措置を講じます。当行への届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

エ. 契約者は、書面による届出または端末からの操作によりパスワードを随時変更することができます。

(ア) 書面によりパスワードを変更する場合は、変更後のパスワードなど当行が指定する必要事項を記入のうえ、当行制定の書面により当行に届出するものとします。

(イ) 端末からパスワードを変更する場合は、当行が指定する方法により変更前および変更後のパスワードを当行に送信し、当行が受信した変更前のパスワードと当行が保有している最新のパスワードが一致した場合には、当行は契約者からの正式な届出としてパスワードの変更を行います。

オ. セキュリティ確保のためパスワードは一定期間毎はあるいは不定期に変更するようにしてください。

3. 本人確認

(1) 当行は、本サービス利用の都度、端末から送信された契約者番号およびログオンパスワードとあらかじめ当行に登録された契約者番号およびログオンパスワードの一致を確認することにより本人確認を行います。

また、一部のサービスについては、上記ログオンパスワードの確認とあわせて、端末から送信された確認パスワードとあらかじめ当行に登録された確認パスワードの一致を確認することにより本人確認を行います。

(2) 上記(1)の本人確認を適正に実施したうえは、契約者番号およびパスワードにつき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損

害については、当行は責任を負いません。

したがって、契約者番号およびパスワードは、他人に知られないよう契約者自身の責任において厳重に管理してください。当行職員がこれらの内容を探ねることはありません。

(3) 契約者が、当行に登録されたパスワードと異なるパスワードを、当行所定の回数連続して入力した場合、当該契約者の本サービスの利用を停止します。

4. 本サービスの依頼方法

(1) 依頼の方法

当行が前記3.(1)により契約者本人であることを確認した後、契約者は本サービスに必要な事項を当行が指定する方法により正確に当行宛送信して行うものとします。

(2) 依頼内容の確定

当行は、契約者からの依頼内容を契約者が依頼のために用いた端末に表示するので、契約者はその内容が正しい場合には、当行の指定する方法により確認した旨送信するものとし、当行がそれを確認したことにより、本サービスの依頼が確定したものとします。

(3) 依頼内容の確認

ア. 依頼内容および処理結果について資金の移動を伴う場合は、受付完了確認画面・依頼内容照会機能、普通預金通帳・貯蓄預金通帳・定期預金通帳等への記帳、または別途送付するパートナーカードローンお引取照合表等により、契約者の責任においてその取引内容を照合してください。万が一、取引内容に相違がある場合は、ただちにその旨を当行取引店に連絡してください。

イ. 依頼内容等について、契約者と当行の間に疑義が生じたときは、当行が保存する電子的記録等の取引内容を正当なものとして取扱います。

5. 照会サービス

(1) 照会サービスの内容

照会サービスは、契約者の端末からの依頼にもとづき、ご利用口座のうち契約者が指定する口座の当行所定の時点における残高、および当行所定の期間内における入出金明細等の口座情報を提供するサービスです。なお、口座情報を提供する口座の種目は当行所定の種目とします。

(2) 提供内容の変更・取消

当行が口座情報を提供した後に、取引内容に変更または取消があった場合は、既に提供した内容について変更または取消することがあります。最終的な取引内容については、通帳等により確認してください。

なお、このような変更または取消のために生じた損害については、当行は責任を負いません。

6. 振込・振替サービス

振込・振替サービスは、ご利用口座のうち契約者が指定する口座について、振込み・振替えおよびそれらに附随する当行所定の取引を行うことができるサービスです。

(1) 振込サービス

ア. 振込サービスの内容

振込サービスは、契約者の端末からの依頼にもとづき、ご利用口座のうち契約者が指定する普通預金・貯蓄預金・パートナーカードローン口座(以下「振込資金支払指定口座」という)から振込資金を払出しのうえ、ご利用口座を除く当行または当行以外の金融機関の国内本支店の預金口座(以下「振込資金入金指定口座」という)宛に振込の依頼を行うサービスです。

イ. 振込限度額

(ア) 振込サービスによる1日あたりの振込み金額は、申込書によりあらかじめ契約者が届出た振込限度額の範囲内とします。この振込限度額は当行所定の金額の範囲内とします。

なお、申込書の振込限度額記入欄に限度額の記入がない場合は、当行所定の金額を振込限度額とします。ただし、当行は契約者に事前に通知することなく振込限度額を変更することがあります。

(イ) 契約者は、書面による届出または端末からの操作により、届出た振込限度額を変更できるものとします。なお、変更する場合は当行所定の方法により行ってください。

ウ. 振込指定日

契約者は振込指定日として、当行所定の銀行営業日を指定することができます。なお、当行は契約者に事前に通知することなく当行所定の銀行営業日を変更することがあります。

エ. 振込手続

当行は、前記4.(2)により依頼内容が確定した場合は、原則として振込指定日に、普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、パートナーカードローン規定、パートナーカードローン契約書にかかわらず預金通帳、払戻請求書、カードの提出なしに振込資金および振込手数料ならびにこれに係る消費税等相当額(以下「振込手数料相当額」という)を振込資金支払指定口座から払出しのうえ、振込資金入金指定口座宛に振込手続を行います。

(2) 振替サービス

ア. 振替サービスの内容

振替サービスは、契約者の端末からの依頼にもとづき、ご利用口座のうち契約者が指定する普通預金・貯蓄預金・パートナーカードローン口座(以下「振替資金支払指定口座」という)から振替資金を払出しのうえ、ご利用口座のうち他の普通預金・貯蓄預金・パートナーカードローン口座(以下「振替資金入金指定口座」という)宛に振替手続を行うサービスです。

イ. 振替指定日

契約者は振替指定日として、当行所定の日を指定することができ

ます。なお、当行は、契約者に事前に通知することなく当行所定の振替指定日を変更することがあります。

ウ.振替手続

当行は、前記4.(2)により依頼内容が確定した場合は、原則として振替指定日に、振替資金を普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、パートナーカードローン規定、パートナーカードローン契約書にかかわらず預金通帳、払戻請求書、カードの提出なしに振替資金支払指定口座から払出しのうえ、振替資金入金指定口座宛に振替手続を行います。

(3)振込・振替の不能事由

次のいずれかに該当する場合、当行はその振込または振替(以下「振込・振替」という)の依頼がなかったものとして取扱います。

ア.振込金額と振込手数料相当額の合計金額または振替金額が、振込資金支払指定口座、または振替資金支払指定口座(以下「支払指定口座」という)から払出すことのできる金額(当座貸越により払戻しのできる金額を含む)を超える場合。

また、依頼日の翌日以降を振込・振替の指定日とした場合は、指定日当日、当行の振込・振替手続時に、振込・振替金額および振込手数料相当額が、支払指定口座から払出すことのできる金額(当座貸越により払出しのできる金額を含む)を超える場合。

ただし、支払指定口座からの払出しがこのサービスによるものに限らず複数ある場合で、その払出しの総額が支払指定口座より払出すことのできる金額を超えるときは、そのいずれかを払出すかは当行の任意とします。

なお、当行の振込・振替手続時に不能となった振込・振替の依頼については、指定日当日に資金の入金があっても振込・振替は行われません。

イ.契約者より支払指定口座に関する支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続を完了している場合。

ウ.差押等やむを得ない事情のため、当行が振込・振替を取扱うことが不相当と認めた場合。

エ.振替サービスにおいて、振替資金入金指定口座が解約されている場合。

(4)振込資金の返却

振込サービスにおいて「入金指定口座該当なし」等の事由により振込先金融機関から振込資金が返却された場合は、当行はその振込資金を振込資金支払指定口座に入金するものとします。この場合、振込手数料相当額は返却しないものとします。

(5)依頼内容の変更・取消・組戻し

前記4.(2)により依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取消、組戻しは原則としてできないものとします。ただし、振込・振替指定日の前日までに限り、契約者は端末を用いて当行が指定する方法により取消を行うことができるものとします。

また、当行がやむを得ないものと認めて組戻しまたは変更を承諾する場合には、当行は契約者から振込資金支払指定口座店に当行所定の依頼書の提出を受けたうえで、その手続を行うものとします。この場合、振込手数料相当額は返却しないものとします。

7.各種料金払込サービス

(1)各種料金払込サービスの内容

ア.各種料金払込サービスは、契約者の端末からの依頼にもとづき、ご利用口座のうち契約者が指定する普通預金・貯蓄預金(以下「払込資金支払指定口座」という)から払込資金を払出しのうえ、当行所定の収納機関に対する各種料金の払込を行うサービスです。

イ.各種料金払込サービスの利用時間は当行所定の利用時間内となりますが、収納機関の都合により利用時間内であっても取扱いできない場合があります。

また、当行はこの利用時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

ウ.当行は各種料金払込サービスに係る領収書(領収証書)を発行しません。また、収納機関も領収書(領収証書)を発行しない場合があります。

エ.収納機関が指定する払込に必要な番号を当行所定の回数以上誤って入力した場合は、各種料金払込サービスの利用を停止します。

(2)限度額の設定

(ア)1日あたりの払込限度額は前記6.(1)に記載の限度額と同一とします。ただし、当行は契約者に事前に通知することなく各種料金払込における限度額を変更することがあります。

(イ)契約者は、書面による届出または端末からの操作により、届出た振込限度額を変更できるものとします。なお、変更する場合は当行所定の方法により行ってください。

(3)払込手続

当行は、前記4.(2)により、依頼内容が確定した場合は、普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、パートナーカードローン規定、パートナーカードローン契約書にかかわらず、預金通帳、払戻請求書、カードの提出なしに払込資金を払込資金支払指定口座から払出しのうえ、払込手続を行います。

(4)各種料金払込の不能事由等

次のいずれかに該当する場合、当行はその払込の依頼がなかったものとして取扱います。

ア.払込金額が、払込資金支払指定口座から払出すことのできる金額(当座貸越により払戻しのできる金額を含む)を超える場合。

イ.契約者より払込資金支払指定口座に関する支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続を完了している場合。

ウ.差押等やむを得ない事情のため、当行が払込を取扱うことが不相当と認めた場合。

エ.契約者からの払込依頼内容について、所定の確認ができなかった場合。

(5)依頼内容の変更・取消

ア.前記4.(2)により依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取消はできないものとします。

イ.収納機関からの連絡により、一度受付けた払込について、取消となる場合があります。

ウ.収納機関の請求内容および収納機関での収納手続の結果等、収納等に関する照会については収納機関に直接お問い合わせください。

8.定期預金受付サービス

定期預金受付サービスは、ご利用口座のうち契約者が指定する定期預金口座について、定期預金の預入・引出しおよびそれらに附随する当行所定の取引を行うことができるサービスです。

(1)定期預金預入受付サービスの内容

定期預金預入受付サービスは、契約者の端末からの依頼にもとづき、ご利用口座のうち契約者が指定する普通預金または貯蓄預金(以下「預入資金支払指定口座」という)から預入資金を払出しのうえ、ご利用口座の定期預金口座(以下「預入資金入金指定口座」という)宛に預入手続を行うサービスです。なお、預入できる定期預金は当行所定の種類とします。

ア.預入日

預入日は当行所定の日となります。なお、当行は契約者に事前に通知することなく当行所定の預入日を変更することがあります。また、預入された定期預金には、預入日の当行の預金金利を適用します。

イ.預入手続

当行は、前記4.(2)により依頼内容が確定した場合は、原則として預入日に、預入資金を普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定にかかわらず預金通帳、払戻請求書なしに預入資金入金指定口座宛に預入手続を行います。

ウ.預入の不能事由等

次のいずれかに該当する場合、当行はその預入の依頼がなかったものとして取扱います。

(ア)預入金額が預入資金支払指定口座の払戻しのできる金額(当座貸越により払出しのできる金額を含む)を超える場合。

また、依頼日の翌日以降が預入日となった場合は、預入日当日、当行の預入手続時に、預入金額が預入資金支払指定口座からの払戻しのできる金額(当座貸越により払出しのできる金額を含む)を超える場合。ただし、預入資金支払指定口座からの払出しがこのサービスによるものに限らず複数ある場合で、その払出しの総額が預入資金支払指定口座より払出すことのできる金額を超えるときは、そのいずれかを払出すかは当行の任意とします。なお、当行の預入手続時に不能となった預入依頼については、当行の預入日当日に資金の入金があっても預入は行われません。

(イ)契約者より預入資金支払指定口座に関する支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続を完了している場合。

(ウ)預入資金入金指定口座が少額貯蓄非課税の適用対象となっており、当該預入により預入資金入金指定口座の残高が非課税貯蓄申込額を超過することとなる場合。

(エ)差押等やむを得ない事情のため、当行が預入を取り扱うことが不相当と認めた場合。

(オ)預入資金入金指定口座が解約されている場合。

エ.依頼内容の変更・取消

前記4.(2)により依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取消はできないものとします。

(2)定期預金引出受付サービスの内容

定期預金引出受付サービスは、次の2種類のサービスを利用することができるものとします。

ア.通帳口座定期預金の引出

契約者の端末からの依頼にもとづき、ご利用口座のうち契約者が指定する通帳口座定期預金口座(以下「通帳口座定期」という)に預入された個別の各定期預金等のうち契約者の指定する定期預金等に対して満期解約等を行うサービスをいいます。なお、引出しできる個別の定期預金は当行所定の種類とします。

また、満期解約等ができるのは当行所定の解約可能期間内とします。

イ.積立定期預金の一部引出し

契約者の端末からの依頼にもとづき、ご利用口座のうち契約者が指定する積立定期預金口座(以下「積立定期」という)について一部引出し等を行うサービスをいいます。なお、引出しできる積立定期は当行所定の種類とします。

ウ.引出日

引出日は当行所定の日となります。なお、当行は契約者に事前に通知することなく当行所定の引出日を変更することがあります。

エ.引出手続

(ア)通帳口座定期預金

当行は、前記4.(2)により依頼内容が確定した場合は、原則として引出日に、契約者の指定する定期預金等を各定期預金規定にかかわらず定期預金通帳、払戻請求書の提出なしに解約し、元利金を契約者の指定する利用口座(以下「引出金入金口座」という)へ入金します。

(イ)積立定期預金

当行は、前記4.(2)により依頼内容が確定した場合は、原則として引出日に、契約者の指定する積立定期から一部引出金額を積立定期預金規定にかかわらず定期預金通帳、払戻請求書の提出なしに引出し、引出金入金口座へ入金します。

オ.引出の不能事由等

次のいずれかに該当する場合、当行はその引出の依頼がなかったものとして取扱います。

(ア)積立定期の場合、一部引出依頼時において、一部引出金額が払戻しのできる金額を超える場合。

(イ)契約者より利用口座として届出た通帳口座定期および積立定期に関する支払停止の届出、または引出金入金口座に関する入金停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続を完了している場合。

(ウ)差押等やむを得ない事情のため、当行が引出を取扱うことが不適当と認めた場合。

(エ)利用口座として届出た通帳口定期および積立定期、または引出金入金口座が解約されている場合。

カ. 依頼内容の変更・取消

前記4.(2)により依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取消はできないものとします。

9. 投資信託申込サービス

(1) 投資信託申込サービスの内容

投資信託申込サービスは、契約者の端末からの依頼にもとづき、投資信託受益権の購入、解約、買取(以下、「解約等」という)およびそれらに付随する当行所定の取引を行うことができるサービスです。購入・解約等ができる投資信託は当行が指定する銘柄とします。購入にあたり契約者は最新の目論見書を受領し、商品内容について十分理解したうえで契約者自らの判断と責任において取引するものとします。

(2) 取引限度額・取引回数

投資信託申込サービスによる1回あたりの取引限度額および1日あたりの取引回数は当行所定の限度額および回数とします。なお、当行は契約者に事前に通知することなく取引限度額および取引回数を変更することがあります。

(3) 購入手続

ア. 購入手続は原則として依頼日当日に行いますが、当行所定の時限以降または営業日以外に受け付けた購入依頼は、翌営業日に購入手続を行います。そのため、店頭受付の購入手続とは異なる場合があります。なお、当行は契約者に事前に通知することなく当行所定の時限を変更することがあります。ただし、注文依頼日が当該取扱商品の購入申込を行えない日に該当した場合には、当該日以降最初に購入申込が可能となった日に購入申込を行います。

イ. 当行は、前記4.(2)により依頼内容が確定した場合は、原則として依頼日(当行所定の時限以降または営業日以外に受け付けた場合は翌営業日)に資金を普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、パートナーカードローン規定などの各規定の定めにかかわらず預金通帳、払戻請求書、カードの提出なしにご利用口座のうち契約者が指定する普通預金・貯蓄預金(以下「支払指定口座」という)から購入代金をお引落しのうえ、購入手続を行います。

(4) 解約等手続

ア. 解約手続は原則として依頼日当日に行いますが、当行所定の時限以降または営業日以外に受け付けた解約等依頼は、翌営業日扱として手続を行います。なお、当行は契約者に事前に通知することなく当行所定の時限を変更することがあります。ただし、注文依頼日が当該取扱商品の解約等申込を行えない日に該当した場合には、当該日以降最初に解約等申込が可能となった日に解約等申込を行います。

イ. 当行は、前記4.(2)により依頼内容が確定した場合は、原則として各投資信託の目論見書に定める受渡日に、解約等代金を投資信託口座の指定預金口座(以下「入金指定口座」という)に入金します。なお、金額指定による解約等の注文で解約等指定金額が投資信託を全部解約等した金額を超える場合は、全部解約等として取扱います。

(5) 購入・解約等の不能事由

次のいずれかに該当する場合、当行はその取引の依頼がなかったものとして取扱います。

ア. 購入の際、申込金額が購入資金支払指定口座のお引落可能金額を超える場合。

また、購入代金引落日当日、当行の購入手続時に、申込金額が支払指定口座からお引落可能金額(当座貸越によるお引落可能金額を含む)を超える場合。ただし、支払指定口座からのお引落がこのサービスによるものに限らず複数ある場合で、その総額が支払指定口座よりお引落ができる金額を超えるときは、そのいずれをお引落するかは当行の任意とします。

また、当行の購入手続時に一旦不能となった購入申込については、購入代金引落日当日に資金の入金があっても購入手続を行いません。

イ. 契約者より支払指定口座に関する支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続を完了している場合。

ウ. 差押等やむを得ない事情のため、当行が取引を取扱うことが不適当と認めた場合。

エ. 解約等申込依頼を受けた投資信託や投資信託口座が解約されている場合。

(6) 依頼内容の変更・取消

前記4.(2)により依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更、取消は原則としてできないものとします。ただし、当行所定の時限内であれば、契約者は端末を用いて当行が指定する方法により取消を行うことができます。

10. 住所変更受付サービス

(1) 住所変更受付サービスの内容

住所変更受付サービスの内容は、契約者の端末からの依頼にもとづき、契約者があらかじめ当行へ届出た事項のうち、住所・住居表示・電話番号の変更の依頼を受け付けるサービスです。

(2) 住所変更手続

ア. 当行は、前記4.(2)により依頼内容が確定した場合は、契約者の当行取引店にて住所変更の手続を行います。この場合、当行は代表口座店の契約者ご本人の口座について全て変更します。なお、依頼の受付から当行の手続完了までは1週間程度かかるものとしますが、諸般の事情によってはこの限りではありません。

イ. 次の場合については、このサービスでの住所変更の手続ができません。別途、当行本支店の窓口での手続が必要となります。

(ア) 当座預金、担保付融資、住宅金融支援機構、投資信託、老人等の少

額貯蓄非課税制度(マル優)、老人等の少額公債利子非課税制度(マル特)、勤労者財産形成住宅・年金貯蓄非課税制度(マル財)のいずれかの取引または利用がある場合

(イ) 契約者本人と同一名義の口座であっても、それぞれの届出の住所・電話番号等が異なる場合

11. 公共料金口座振替受付サービス

(1) 公共料金口座振替受付サービスの内容

公共料金口座振替受付サービスは、契約者の端末からの依頼にもとづき、ご利用口座のうち契約者が指定する普通預金を自動引落口座とした、諸料金の支払に関する預金口座振替契約を受け付けるサービスです。ただし、申込可能な収納機関は当行所定の収納機関に限るものとします。

(2) 預金口座振替契約

ア. 収納機関から当行に請求書が送付されたときは、当行は契約者に通知することなく請求書記載の金額を契約者が指定した預金口座から払出しのうえ支払います。この場合、普通預金規定、総合口座取引規定、パートナーカードローン規定、パートナーカードローン契約書にかかわらず、預金通帳、払戻請求書、カードの提出は不要とします。

イ. 振替日において請求書記載の金額が、契約者が指定した預金口座から払出すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)を超えるときは、契約者に通知することなく請求書を収納機関に返却できるものとします。

ウ. サービスにより申込を受けた預金口座振替契約を解除するときには、契約者から当行へ書面により届出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納機関から請求がないときなどの相当の事由があるときは、特に、契約者からの申し出がない限り、当行は当該預金口座振替契約が終了したものと取扱うことができます。

エ. この預金口座振替に関して紛議が生じても、当行の責による場合を除き、当行は責任を負いません。

(3) 収納機関への届出

当行は、前記4.(2)により依頼内容が確定した場合は、契約者からの依頼にもとづき当行が収納機関へ届出ます。なお、収納機関による預金口座振替の開始時期は、収納機関の手続完了後とします。

12. ローン予約審査申込サービス

(1) ローン予約審査申込サービス内容

ローン予約審査申込サービスは、契約者の端末からの依頼にもとづき、当行所定の各種ローンの借入予約申込を受け付け審査を行うサービスです。

(2) 個人情報情報の利用

契約者は各種ローンの借入予約審査申込にあたり、次の事項に同意するものとします。

ア. 当行または当行の指定する当該ローンについて保証をする保証会社(以下「保証会社」という)が取引上の判断をするにあたっては、当行または保証会社の加盟する個人情報情報機関および同機関と提携する個人情報情報機関に契約者の信用情報が登録されている場合には、当行または保証会社がそれを利用すること。

イ. 当行または保証会社が取引上の判断のため、当行または保証会社の加盟する個人情報情報機関を利用した場合には、その利用した日等が同機関に登録され、同機関の加盟会員が、登録日から6ヶ月を超えない期間、その内容を取引上の判断のために利用すること。

(3) ローン予約審査申込の手続

ア. 契約者は、ローン元金返済用預金口座、その他ローン借入および保証委託申込の審査に必要な事項を端末により当行宛送信するものとします。

イ. ローン元金返済用預金口座はご利用口座のうち契約者が指定した普通預金とします。

(4) 審査等

ア. このサービスは、各種ローンの申込を行う前の予約審査申込をするものであり、当行が指定する日までに当行が指定する方法により、契約の手続を行うものとします。

イ. 審査結果は電話等により契約者に通知します。その通知は契約者が届出の連絡先に行うものとします。

ウ. 当行が、ローン申込を応諾する旨の通知を行った場合でも、ローン借入のためには、別途当行の指定する方法により正式な借入および保証委託契約手続が必要となります。

エ. 以下の場合には、ローン申込を応諾する旨の通知を行った場合でもローン取扱いができない場合があります。

(ア) 当行が受信した事項と正式な申込書ならびに確認資料の内容が相違していた場合

(イ) ローン予約審査申込サービスの受付時点と来店時点で事情等が変わっていた場合

(ウ) その他、来店時点で当行が取扱いできないと判断する相当の事由がある場合

13. メッセージ・電子メール通知サービス

(1) メッセージ・電子メール通知サービスの内容

メッセージ・電子メール通知サービスは、本サービスログオン後の「メッセージ画面」や電子メールにより、次の情報を契約者宛通知するサービスです。

ア. 一般メッセージ(お知らせ)

新サービス・キャンペーン・お得な商品等に関する情報

イ. システムメッセージ(お取引内容)

「振込・振替」や「定期預金受付」等の取引結果のご案内や、サーバーメンテナンスのご連絡等の本サービス運営に関する重要な情報

(2) 電子メール通知サービスの取扱いについて

ア. 契約者は、電子メール通知サービスを利用するに際して、一般メッセージ受信の可否を端末からの操作により随時変更することができます。ただし、システムメッセージについては受信拒否の登録はできません。

イ. 契約者宛に電子メールを配信した際に、登録アドレスが認識できない・受信拒否登録がされている等の理由で一定回数未達であった場合は、当行の判断により、契約者宛へ通知することなしに電子メールアドレスの登録を解除できるものとします。

ウ. 配信した電子メールから他社の管理するウェブサイトへリンクする場合がありますが、リンク先ホームページに関する情報は、そのホームページ運営者が提供する情報であり、当行が提供する情報ではありません。このため当該情報に起因または関連して生じた一切の損害については当行は責任を負いません。

(3) 情報の利用について

契約者は、当行から配信する情報の内容を無断転送、または流用することはできないものとします。

14. サービスの追加

本サービスに今後追加される取引または機能について、契約者は新たな申込なしに利用できるものとします。ただし当行が指定する一部の取引または機能についてはこの限りではありません。

15. 利用手数料

本サービスの利用にあたっては、契約者は当行所定の利用手数料ならびにこれに係る消費税相当額を支払うものとします。この場合、普通預金規定、総合口座取引規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書の提出を受けることなく、代表口座から当行所定の日に自動引落します。

16. 業務の実施、運営

当行は、本サービスの実施・運営の一部の業務について、当行関連会社の宮銀ビジネスサービス株式会社(以下「MBS」という)に業務委託します。これに伴い当行は、契約内容等契約者の情報について、必要に応じてMBSに開示するものとします。なお、MBSは当該情報について当行と同様、その取扱いに注意するものとします。

17. 個人情報の取扱いについて

弊行は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、お客様の個人情報を、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用致します。

記

【業務内容】

- 預金業務、為替業務、融資業務、外国為替業務、両替業務、およびこれらに付随する業務
- 公共債販売業務、投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- その他銀行が営むことができる業務、今後取扱いが認められる業務およびこれらに付随する業務

【利用目的】

弊行および弊行の関連会社や業務提携会社の金融商品やサービスに関し下記利用目的で利用致します。なお、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用致しません。

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑤ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑥ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑦ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスに関する研究や開発のため
- ⑧ ダイレクトメールの発送、テレマーケティング等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑨ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑩ 融資の申込や継続的な利用等に際しての判断のため
- ⑪ 与信事業に際して個人情報を加照する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑫ 与信事業に際して、債権譲渡等に関し債権の管理回収や証券化等のために必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑬ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑭ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

【利用目的の制限】

- 銀行法施行規則等により個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供致しません。
- 銀行法施行規則等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴等の特別の非公開情報は、適切な業務運営とその他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供致しません。

18. 契約期間

本サービスの当初契約期間は、申込書に記載されている申込日から1年間とし、契約期間満了日の1ヶ月前までに契約者または当行から解約の申出がない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

19. 届出事項の変更等

(1) 当行は契約者に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。その場合、当行に届出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。

なお、契約者に関して届出事項に変更があった場合や、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合は、直ちに当行指定の方法により届出てください。変更の届出は当行の変更手続が終了した後に有効となります。なお、この届出の前に生じた損害については、

契約者が全ての損害を負うものとし、当行は責任を負いません。

(2) 当行が前項の連絡先にあてて通知・照会・確認を発信・発送し、または送付書類を発送した場合には、前項の届出を怠るなど契約者の責めに帰すべき事由により、これらが延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

20. 免責事項

(1) 通信手段の障害等

当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話不通等の通信手段の障害により取扱いが遅延・不能となった場合、そのために生じた損害については、当行では責任を負いません。

(2) 通信経路における取引情報の漏洩等

公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより契約者のパスワード、取引情報が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3) 災害・事変等

災害・事変、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により取扱いが遅延・不能となった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(4) 不正使用等

当行が本利用規定3および4により契約者の本人確認および依頼内容の確認を適正に行った場合は、パスワード等につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。ただし、損害の補償をおこなう場合もあります。その場合は、本人から当行への速やかな通知、十分な説明、警察署へ被害届を提出していることが必要となります。

(5) 印鑑照合

当行が申込書に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、それらの申込書につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(6) リスクの承諾

契約者は当行が提供するマニュアル、リーフレット、ホームページ等に記載されている当行所定のセキュリティ対策、盗聴等の不正利用対策、および本人確認手段について理解し、リスクの内容を承諾のうえ本サービスの利用を行うものとし、これらの処置にかかわらず盗聴等の不正使用があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

21. 海外からの利用

契約者が本サービスを海外から利用する場合は、各国の法令、事情、その他事由により、取引または機能の全部または一部を利用できない場合があります。

22. 解約

(1) 本サービスは当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約通知は、当行所定の申込書により行うものとします。

(2) 解約の届出は当行の解約手続が終了した後に有効となります。ただし、本サービスによる取引で未処理のものが残っている場合は、解約の届出にかかわらず当行は当該取引を処理するものとします。なお、当該手続には本利用規定が適用されます。

(3) 契約者が当行に対して本サービスに関する何らかの債務を負担している場合は、解約時に全額を支払うものとします。

(4) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が契約者に到達しなかったとき、または、延着したときには、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

(5) 代表口座が解約されたときは、本サービスは解約されたものとみなします。

(6) 利用口座が解約されたときは、その口座にかかる限度において本契約は解約されたものとみなします。

(7) 契約者に次の各号の事由が1つでも生じた場合において、当行がこの契約を解約するときは、当行は契約者にその旨の通知を発信することなく解約できるものとします。

ア. 支払の停止、破産、民事再生手続開始、もしくはその他これらに類似する手続の申立があったとき。

イ. 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の住所が不明になったとき。

ウ. 相続の開始があったとき。

エ. 支払うべき所定の手数料の未払い等が発生したとき

オ. 本利用規定に相違するなど、当行がサービス停止を必要とする相当の事由が生じた場合。

23. サービスの内容・規定等の変更

(1) 本サービスの内容および本利用規定の内容については、本サービスの利便性向上または本サービスの運用に支障をきたす恐れがある場合等は、当行は契約者に事前に通知することなく変更できるものとします。その場合、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うものとし、この変更によって生じた損害は契約者が負担するものとします。

(2) 本サービス内容および本利用規定を変更した場合は、その変更内容をホームページ等に掲示する等の方法により周知します。

24. 規定の準用

この規定に定めない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、定期預金規定、みやぎん積立定期預金「とむとむ」規定、パートナーカードローン規定、振込規定投資信託総合取引約款により取扱いします。

25. 譲渡・質入れの禁止

当行の承諾なしにこの取引にもとづく契約者の権利および預金等の譲渡、質入れはできません。

26. 準拠法・合意管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約に関する訴訟については宮崎地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上

2011.10